

一般名処方について

一般名処方とは・・・

お薬の**有効成分をそのままお薬名として処方**することです。

これにより、患者様は有効成分が同一の医薬品が複数あれば、先発医薬品、後発医薬品（以下、ジェネリック医薬品）を
ご自身で選ぶ事ができます。

従来

処方箋 (この処方箋は、どの保険適用でも有効です。)

処方箋番号	
公費負担医療の受給者番号	
処方者	
患者氏名	
生年月日	
性別	
区分	
交付年月日	
変更不可	
処方	<p>商品名で記載</p> <p>〇〇錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分</p>
保険医療	
備考	
調剤年月日	
公費負担医療の受給者番号	



変更後

処方箋 (この処方箋は、どの保険適用でも有効です。)

処方箋番号	
公費負担医療の受給者番号	
処方者	
患者氏名	
生年月日	
性別	
区分	
交付年月日	
変更不可	
処方	<p>一般名で記載</p> <p>【般】〇〇錠 10mg 1錠 分1 就寝前 7日分</p>
保険医療	
備考	
調剤年月日	
公費負担医療の受給者番号	

医薬品の供給不足等の事態になった場合には、治療計画等の見直しを適切に行い、
医薬品の供給状況等を踏まえつつ、処方する薬剤が変更になる場合があります。

一般名処方Q&A

Q 一般名処方以外の処方があるのですか？

A 処方せんには「商品名」で記載されるお薬もあります。

「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前をつけたものです。



よく処方される
解熱鎮痛薬でいうと・・・

「商品名：ロキソニン」⇒「一般名：ロキソプロフェン」

「商品名：カロナール」⇒「一般名：アセトアミノフェン」

Q 一般名処方の場合のメリットは？

A ジェネリック医薬品を選択できますので、患者様の経済的負担が軽くなります。

Q 「商品名」処方だとジェネリック医薬品は受け取れないのですか？

A そのような事はありません。薬剤師が同じ成分・効能の薬であることや副作用について説明し、患者様の了解を得た上で、ジェネリック医薬品を調剤する事は可能です。
医師から「変更不可（その薬しか調剤できない）」とされていない場合にはジェネリック医薬品へ変更できます。

※ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談下さい。